## 見守山新鮮情報

突然知らない業者から「ご注文頂いた健康食品を送ります」と電話があったので、「健康食品を利用する習慣はない。 頼んでいないので送らない

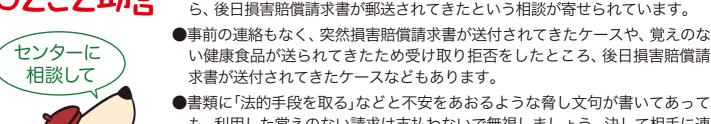
でください」と 言って電話 え を切った。

後日差出人のない封書が届き、「健康食品の注文の確認をしたが、頼んでいないなどと発送前日にキャンセルされ損害金が発生した。期間内に3千円支払わなければ法的手段に訴える」と書いてあった。注文していないのに損害賠償請求される覚えはない。どうしたらよいか。(70歳代 女性)



## 健康食品は注文していないのに 損害賠償請求書!?

## ひとこと助言



- センターに 相談して 見守る<ん
- も、利用した覚えのない請求は支払わないで無視しましょう。決して相手に連絡してはいけません。
  ▲不安なときは、支払いをする前にお住まいの自治体の消費生活センター等に

▶「注文を受けた健康食品を送る」などと電話があり、申し込んでいないと断った

●不安なときは、支払いをする前にお住まいの自治体の**消費生活センター**等に ご相談ください。

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト:黒崎玄 2013年7月19日